

登別市ふるさとまちづくり応援寄附金ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店募集要項

1 目的

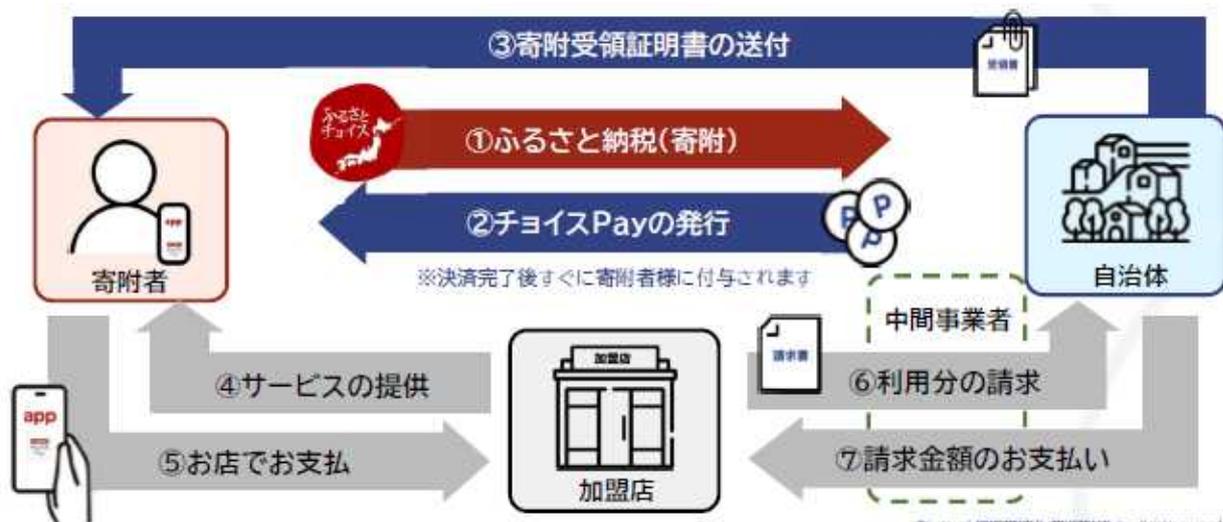
ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払いチョイス Pay（地域限定の電子ポイント）を導入し、寄附者に本市を訪れていただき、本市の魅力にふれる機会を創出するため、本市内で体験型サービス、食事、宿泊などふるさと納税払いチョイス Pay を利用できる事業者（以下「加盟店」という。）を募集します。

2 ふるさと納税払いチョイス Pay

ふるさと納税払いチョイス Pay（以下「チョイス Pay」という。）とは、ふるさと納税寄附ポータルサイト「ふるさとチョイス」で返礼品として取扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた加盟店での体験型サービス、食事、宿泊などの支払いに利用できるものです。これまでふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかった飲食店や物産店等が加盟店として参加することで、当該事業者がふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄附申込みから支払いまでの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で、本市へ寄附の申込み（返礼品でチョイス Pay を選択）
- ② 寄附者に対して、チョイス Pay を発行（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本市（委託事業者）から寄附者に対し、寄附金受領証明書等を送付
- ④ 寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対してサービス等を提供
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、チョイス Pay で対価を支払い
- ⑥ 毎月月末に本市がCMS上で加盟店の利用状況を確認
- ⑦ 本市が加盟店に対し、利用金額を支払い



4 加盟店

(1) 参加資格

加盟店は、原則として次の要件をすべて満たす必要があります。

ア 各種法令等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。

イ 本市内に店舗を有する法人、団体又は個人事業者であること。

ウ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）における暴力団の構成員等でないこと。

エ 個人情報への取扱いに十分注意ができること。

オ 「6 対象商品の要件」に定める対象商品、サービスを扱う店舗であること。

また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、チョイス Pay の利用の可否を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。

※ 上記の要件に該当しても、本市が加盟店として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

(2) 手数料

登録に係る手数料及び精算手数料は、無料です。

(3) 使用機器

ポイントの利用状況の確認やポイントの取消処理、ポイント決済に使用するタブレット端末、スマートフォン、パソコン等は事業者で手配し、当該機器利用時の通信費用は事業者の負担となります。

5 申込手続き等

(1) 申込方法

加盟店への登録を希望する事業者（以下「希望事業者」という。）は、次の書類を持参、郵送又は電子メールにて登別市総務部総務グループまで提出してください。

ア 登別市ふるさとまちづくり応援寄附金ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店申込書（別紙）

イ ウェブサイト掲載用の画像データ

(2) 申込期間

随時申込みの受付をします。

(3) 確認及び登録

本市は、希望事業者より提出された書類により加盟要件を審査し、その結果を希望事業者へ通知するとともに、加盟することが適当と認められる場合は、加盟店として登録します。

6 対象商品の要件

加盟店がチョイス Pay 使用取引の対象商品として扱うことができる商品は、次の要件を全て満たす必要があります。

(1) 次のいずれかの地場産品基準を満たすものであること。

ア 本市内において生産されたものであること。

イ 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

ウ 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うこ

とにより相応の付加価値が生じているものであること。

エ 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

オ 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

カ アからオまでに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

キ 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

(2) 次のいずれにも該当しない商品であること。

ア プリペイドカード、商品券等の金銭類似性の高いもの

イ 電気機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自動車、自転車等の資産性の高いもの

ウ 総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの

7 チョイス Pay の利用方法

(1) 寄附者がチョイス Pay の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。

(2) チョイス Pay のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払方法で決済を実施すること。



8 チョイス Pay の精算

毎月末日締めとし、締日の翌月末日までに、本市は、加盟店が指定した振込先口座にチョイス Pay 取引金額を支払います。また、振込手数料は、本市の負担とします。

9 その他留意事項

- (1) 加盟店は、申込内容を変更する場合は、速やかに本市へ報告してください。
- (2) 加盟店は、対象商品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めてください。
- (3) 加盟店は、対象商品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとします。また、対象商品による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、加盟店の登録を取り消します。
- (4) 加盟店が営業を終了したときは、その登録を取り消します。
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるときは、その登録を取り消します。
- (6) 本市は、申込内容に虚偽があった場合及び本市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を取り消します。
- (7) 本市は、加盟店が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により対象商品としてふさわしくないと判断される場合には、登録を取り消します。

10 申込み、問い合わせ先

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
登別市総務部総務グループ
TEL : 0143-85-1130、FAX : 0143-85-1108
E-mail : somu@city.noboribetsu.lg.jp